



陳情第6-4号

令和6年8月9日

笠間市議会議長 大関久義 様

国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

陳情者の住所 茨城県笠間市来栖 1220-2
団体名及び氏名 日本国民救援会茨城県本部笠間支部
支部長本多 覚
連絡先（電話） 0296-72-2260

＝陳情の趣旨＝

- ①再審における検察手持ち証拠の全面開示。
- ②再審開始決定に対する検察の上訴の禁止。

を内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改訂を求める意見書」を貴議会において採択され、国へ提出して頂きたいと陳情いたします。

＝陳情の理由＝

再審は、無実の者が有罪とされた冤罪被害者を救済する最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける。これは、冤罪です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後を絶ちません。

2010 年、足利事件に始まり、布川事件、東電 OL 事件、東住吉事件に至るまで、無期と言う重罰事件の再審無罪が続きました。その後も令和2年3月には、湖東記念病院人工呼吸器殺人事件も、再審無罪となるなど、有罪が確定して長期間服役していた冤罪被害者が、再審（裁判のやり直し）によって救われた事例が相次ぎました。さらに死刑判決を言い渡された袴田巖さんが2014年に47年ぶりに死刑囚監房から解放され、やっと再審開始が認められて現在再審公判が開かれている現状は、マスコミでも大きく報道され、その行方が、世界が注目している処です

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害がたちはだかっていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無罪を主張する請求人と弁護側から、新規、明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠の殆どは強制捜査権を持

つ警察・検察の手にあるだけでなく、それらは開示する義務はないとされ、無罪証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で「新証拠」の多くが、実は当初から警察・検察が隠し持っていた事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪事件は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることになり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審決定に対する検察による不服申し立てが許されている事です。大崎事件の原口アヤ子さん（97 歳）は、3 回も再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、特別抗告が繰り返され、再審が未だ実現されていません。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、2005 年に再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申し立てにより、89 歳で無念の獄死をとげられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇を繰り返すことに、法的な制限を加える必要があることは明白です。このように、再審における証拠開示の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済の為の焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法 39 条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツもすでに 50 年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016 年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。

今、昨年亡くなった布川事件の桜井昌司さんなど多くの冤罪被害者が立ち上がり、日弁連をはじめ再審法改正を求める市民運動が広がる中で、今年 4 月には自民党・麻生太郎副総裁、公明党・山口那津男代表。立憲民主党・泉健太代表、日本維新の会・馬場信之代表、国民民主党・玉城雄一郎代表、らが呼びかけ人となって「冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が設立され、300 人以上の議員が加入するなど、再審法改正の機運が高まってきています。また、地方議会でも茨城県内では、過半数をはじめ、全国で 330 以上の議会が本陳情と同趣旨の請願や陳情が採択されています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済する為に、いまこそ次の点について刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めます。

＝陳情事項＝

- 一、再審における検察手持ち証拠の全面開示。
- 二、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止。